

佐世保市
運営推進会議等開催要領

1. はじめに

運営推進会議とは、「佐世保市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」で定められているもので、下記に掲げるサービス提供事業所に設置・開催が義務づけられている。

2. 設置の目的

利用者・市町村職員・地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とする。

3. 構成員

構成員は次に掲げる者をもって構成し、事業所関係者以外の人数は4名以上とする。

①利用者

②利用者の家族

③地域住民の代表者

④市町村の職員又は地域包括支援センターの職員

⑤当該サービスについて知見を有する者

⑥地域の医療関係者（地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等）

※⑥は医療・介護連携推進会議のみ

4. 開催頻度

小規模多機能型居宅介護・・・2か月に1回

看護小規模多機能型居宅介護・・・2か月に1回

認知症対応型共同生活介護・・・2か月に1回

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・2か月に1回

定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・6か月に1回

地域密着型通所介護・・・6か月に1回

認知症対応型通所介護・・・6か月に1回

5. 報告の標準項目

(1) サービスの提供状況

- ①利用者数等の状況（年齢、性別、要介護度別）
- ②サービス提供時の状況（主なものの概要、特記事項等）

(2) 職員の配置状況等

- ①職員配置数（職種、専従・兼務、常勤・非常勤別の実人数及び看護介護職員の常勤換算数）
- ②職員異動情報（職種、保有資格、必要な研修受講歴を含む）
- ③主要職種の外部事業所を含む兼務状況
（管理者、計画作成担当者、介護支援専門員、看護職員、生活相談員）
- ④内外研修の実施または受講状況（有無、主題、概要、参加者）

(3) 苦情・事故発生の状況

(4) 加算の算定状況、或いは利用料等に変更があった場合の説明

(5) 自己評価の結果、実施予定または進捗状況の報告

- ※少なくとも年1回以上自己評価を行い、結果を報告する必要がある。
- ※自己評価の評価方法等は運営基準の解釈通知を参照すること。

※（5）は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護のみ

6. 議事録

- ・会議が終了したらサービス毎に議事録を作成し、公表すること
- ・議事録には個人名の記載はしないこと
- ・作成した議事録は長寿社会課担当まで送付すること
- ・構成員は事業所関係者以外の者となっており、その半数以上の出席が必要であるため、
「構成員全〇名中、半数以上の〇名が出席。よって定足数を満たした。」との記入を行うこと

7. その他注意事項

- ・運営推進会議の開催前には構成員に「開催の案内」を送付すること
- ・民生委員を構成員とする場合は別紙様式を各地区民生委員長へ送付すること

(別紙様式)

平成 年 月 日

〇〇地区民生委員会会長様

事業所名

代表者名

「介護保険制度における地域密着型事業所の運営推進会議」への参加について
(推薦依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、介護保険事業の推進に、ご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、介護保険事業の地域密着型サービスには「運営推進会議」の定期的な開催が義務付けられております。

運営推進会議の参加対象者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（民生委員、町内会長等）、市職員又は地域包括支援センターの職員等となっております。

そこで、当事業所の運営推進会議に対して、地域住民の代表者として民生委員の方の推薦を依頼いたします。

当事業所の運営推進会議の詳細につきましては、下記のとおりです。

なお、皆さまご多忙のことと存じますので、任意の協力依頼とさせていただきます。

記

- 1 目 的 地域に開かれた介護サービスとして、外部の要望、助言を踏まえ質の確保、向上を図る。
地域や行政との連携、交流、調整、情報交換と共有、学習の場。
- 2 開催頻度 おおむね〇カ月に1回 程度
- 3 予定日時 例：偶数月の第3水曜日 13時から1時間程度を予定。
- 4 場 所 〇〇ホーム1階フロア
- 5 依頼人数 1名
- 6 その他 〇〇

以 上

事業所名：〇〇
担当名：〇〇
電話：〇〇